

●県税の申告と納期一覧

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
個人県民税 (均等割・所得割)	給与所得者については、給与支払者が給与支払 報告書を1月末日まで提出 ●公的年金等所得のみの受給者も同じ扱いです。	給与支払者が6月から翌年5月 まで毎月徴収し、翌月10日まで に市町村へ納入	給与支払者 による特別 徴収
	給与所得者以外は3月15日 ●所得税の確定申告をした人は不要です。	6、8、10、1月 ●市町村により異なります。	普通徴収
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から2月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税 利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	特別徴収
県民税 株式等譲渡所得割	年間分を一括して翌年1月10日	申告期限と同じ	特別徴収
個人事業税	3月15日 ●所得税の確定申告をした人や個人県民税の申告を した人は不要です。	第1期：8月31日 第2期：11月30日 ※ 特別の場合はその都度	普通徴収
法人事業税 地方法人特別税/特別法人 事業税	確定申告は事業年度が終了した日から2月以内	申告期限と同じ	申告納付

●県税の申告と納期一覧(つづき)

税 目	申 告 期 限	納 期 限	納税の方法
地方消費税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日から2か月以内(消費税と同じ)徴収については当分の間、国に委託	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から1月以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	特別徴収
自動車税	取得・変更の都度	5月31日	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	特別徴収 普通徴収 申告納付
鉱区税	鉱業権の取得、消滅や変更の日から7日以内	5月31日	普通徴収
		新規登録はその都度	
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ	証紙徴収
産業廃棄物税	1～3月分は4月末、4～6月分は7月末、 7～9月分は10月末、10～12月分は1月末	申告期限と同じ	特別徴収 申告納付

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する県税証紙を購入し、書類などに添付する事により、税金を納めます。